

# 1. 市町村民経済計算の概要

## 1 市町村民経済計算の概念

### (1) 概念の定義

市町村民経済計算は、県民経済計算の概念を市町村の行政区域に適用して、市町村の活動を計測したものでです。

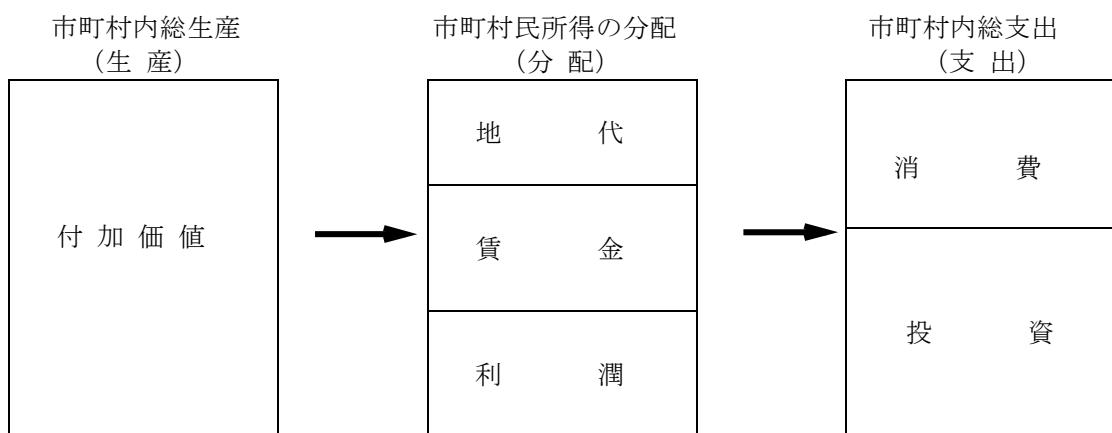
経済活動を、生産、分配、支出の三系列からみてみると、次のとおりになります。（第1図参照）

まず、各産業部門で、土地・労働・資本といった生産要素を使って生産活動が行われた結果、新たに生み出された財貨・サービスの価値（付加価値：産出額から原材料や燃料等の中間投入を除いたもの）の合計として把握されます（**生産**）。

次に、生産によって新たに生み出された価値は、各生産要素を提供した市町村内居住者に、地代、賃金、利潤などの所得の形で分配されます（**分配**）。

さらに、分配された所得の一部は消費され、残りは貯蓄されて投資に向けられます（**支出**）。

第1図 付加価値の流れ（循環）



このように、市町村民経済計算は同一の価値の循環を「生産」・「分配」・「支出」の三面からとらえたものであり、これらは理論的に一致します（**三面等価の原則**）。

この報告書においては「生産」・「分配」・「支出」の三面のうち、資料上の制約から生産面と分配面の推計を行っています。この「生産」と「分配」二系列の相互関連をみると第2図のようになります。

### (2) 概念の基準

#### ① 民ベースと内ベース

内ベース（属地ベース）とは、市町村という行政区域内での経済活動を、それに携わった者の居住地に関わりなく把握するもので、民ベース（属人ベース）とは、市町村内居住者の経済活動を、地域に関わりなく把握するものです。

なお、本書では「総生産」は内ベースで、「分配」は民ベースで捉えています。

#### ② 市場価格と要素費用

市町村民経済計算の評価方法には、前述①の他にも、市場価格表示と要素費用表示という概念があります。市場価格とは、市場で売買される価格、すなわち最終購入者が最終生産物の市場取引に対して支払う売買価格で把握するものです。例えば、消費税は最終購入者が支払いますので、含まれます。

また政府が企業に支払う補助金（設備投資に係るものでなく、販売価格を引き下げるような性質のもの）も含まれることになります。要素費用とは、生産主体が土地、労働、資本などの生産要素に対して支払う費用で、所得を把握するものです。

なお、本書では「生産」は市場価格で、「分配」は要素費用で捉えています。

### ③ 総（グロス）と純（ネット）

建物、機械設備などの固定資産は、生産の過程において年々減耗しますが、その減耗分を評価し将来の代替のために費用として計上したものを「固定資本減耗」といいます。

この「固定資本減耗」を含んだ形で評価した付加価値を「総（グロス）生産」といい、控除して評価された付加価値を「純（ネット）生産」といいます。両者の関係は、次のように表すことができます。

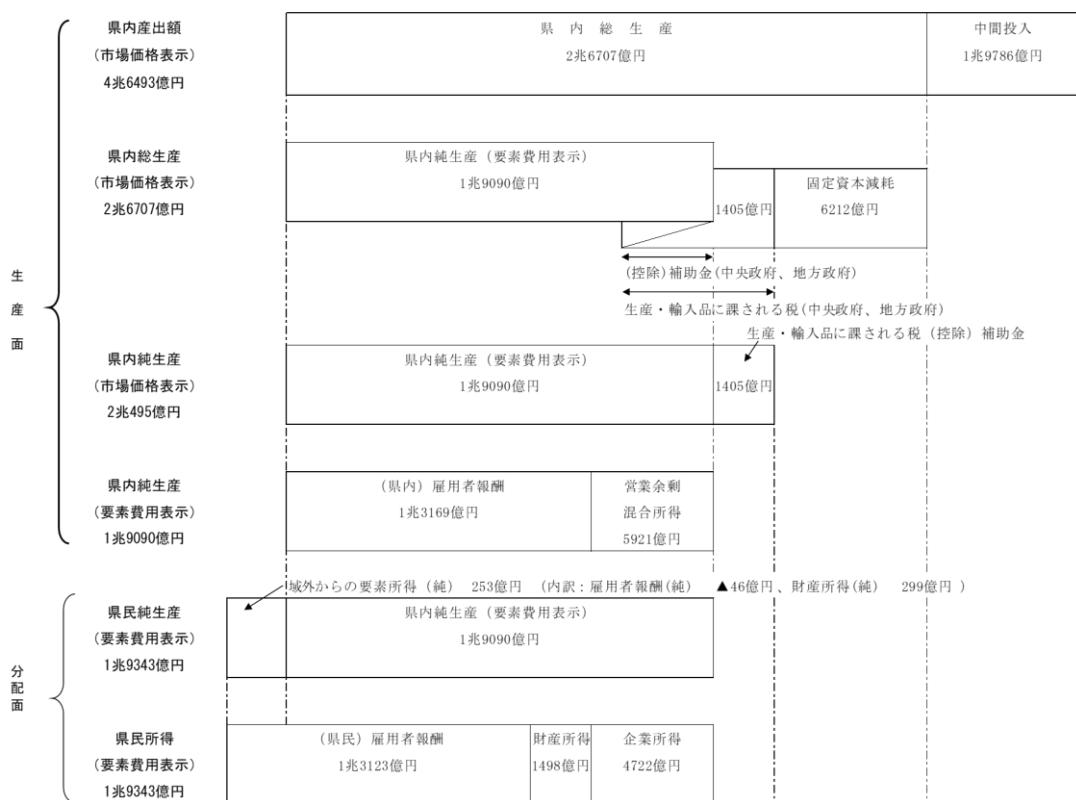
#### **市町村内総生産＝市町村内純生産（市場価格ベース）＋固定資本減耗**

なお、本書では「生産」は総ベースで、「分配」は純ベースで捉えています。

**第2図 県民経済計算の概念と相互関連**

**（市町村民経済計算の合計＝県民経済計算の合計）**

**【参考】県民経済計算の諸系列の相互関連（値は令和3年度値）**



（注）総数と内訳の和は、単位未満を四捨五入しているため一致しない場合があります。

$$\text{県内総生産} = \text{産出額} - \text{中間投入}$$

$$\text{県内純生産} = \text{県内総生産} - \text{固定資本減耗} - (\text{生産・輸入品に課される税} - \text{補助金})$$

$$\text{県民所得 (分配)} = \text{雇用者報酬} + \text{財産所得} + \text{企業所得}$$

## 2 市町村民経済計算の内容

### (1) 経済活動別分類と制度部門別分類

「経済活動別分類」は、財貨・サービスの生産について意思決定を行う主体の分類です。これは生産技術の同質性に着目した分類となっており、事業所が基本単位となっています。

なお、平成23年基準（2008SNA 準拠）から、国際標準産業分類（ISIC Rev. 4）と可能な限り整合的なものとなるよう設定されています。

「制度部門別分類」は、所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類で①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府（地方政府等）、④家計（個人企業を含む）、⑤対家計民間非営利団体の5つに大別されています。

二つの分類については、下図のとおりです。

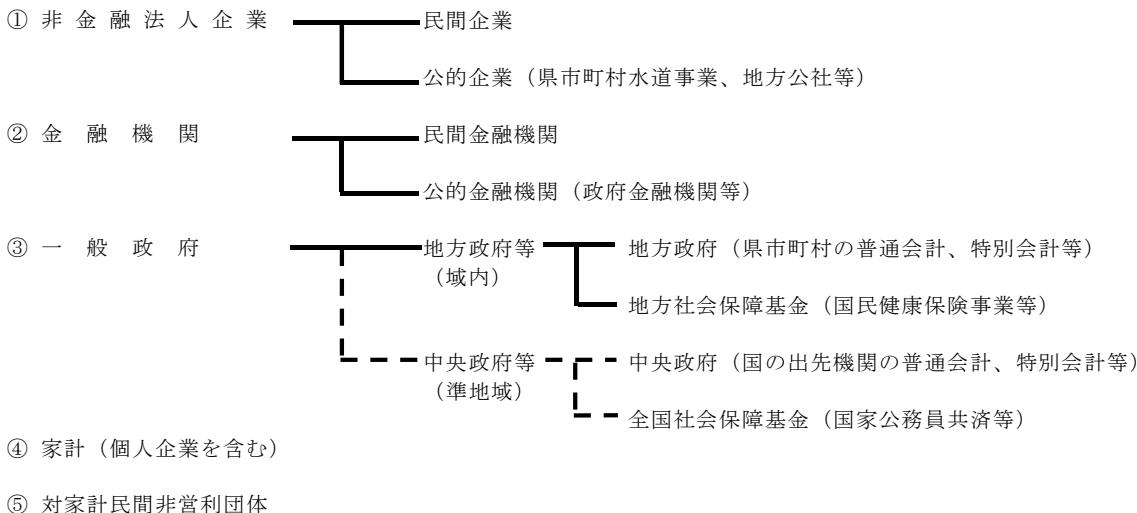
#### 〈経済活動別分類〉

| 平成23年基準以降            |  |
|----------------------|--|
| 1 農林水産業              |  |
| 2 鉱業                 |  |
| 3 製造業                |  |
| 4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業    |  |
| 5 建設業                |  |
| 6 卸売・小売業             |  |
| 7 運輸・郵便業             |  |
| 8 宿泊・飲食サービス業         |  |
| 9 情報通信業              |  |
| 10 金融・保険業            |  |
| 11 不動産業              |  |
| 12 専門・科学技術、業務支援サービス業 |  |
| 13 公務                |  |
| 14 教育                |  |
| 15 保健衛生・社会事業         |  |
| 16 その他のサービス          |  |

(再掲)

| 市場生産者      |   |
|------------|---|
| 一般政府       | (政府) 下水道<br>(政府) 廃棄物処理<br>(政府) 水運施設管理<br>(政府) 航空施設管理（国公営）<br>(政府) 公務<br>(政府) 教育<br>(政府) 社会教育<br>(政府) 学術研究<br>(政府) 保健衛生・社会福祉 |
| 対家計民間非営利団体 | (非営利) 教育、(非営利) 社会教育、<br>(非営利) 自然・人文科学研究機関、<br>(非営利) 社会福祉、(非営利) その他  |

#### < 制度部門別分類 >



※ ④ 家計 (個人企業を含む) のうち帰属家賃は不動産業に対応し、個人企業はそれぞれが属する産業に対応する。

#### (2) 経済活動別市町村内総生産

経済活動別市町村内総生産とは、市町村内の生産活動によって新しく付加された価値の貨幣評価額を、各経済活動別に示したものであり、産出額から中間投入額を控除したものにあたります。

各経済活動の産出額は、事業所で生産されるすべての財・サービスの生産額の総計をいいます。総計には自家生産・自家消費の財・サービスも含まれます。これには、自社開発ソフトウェアや企業内研究開発、FISIM 産出額のように一次統計調査では、把握できないものが含まれますが、積上げによる推計の場合は、これについて別途推計して経済活動に加算します。

中間投入とは、生産の過程で原材料・光熱水道・間接費等として投入された財・サービスをいい、有形及び無形固定資産は中間投入には含まれません。なお、積み上げて推計される経済活動の場合、中間投入となるサービスのなかには一次統計調査では調査されない項目、FISIM 消費額及び政府手数料を含む点に留意が必要です。

#### 間接的に計測される金融仲介サービス (Financial Intermediation Services Indirectly Measured, FISIM)

金融機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがあります。

このサービスの価額を間接的な測定方法を用いて推計したものを「間接的に計測される金融仲介サービス(FISIM)」といい、通常の財貨・サービスの一つとして位置づけられています。

FISIM は他の財貨・サービスと同様に生産系列において金融業が産出するサービスの一つとして推計され、産出された FISIM は各制度単位（又は制度部門）が消費します。その FISIM 消費額推計においては、金融仲介サービスの持つ性質から制度部門別に推計されます。

### (3) 市町村民所得の分配

市町村民所得の分配とは、一定期間内に市町村内居住者が、その所有する土地、資本、労働などの生産要素を生産活動に提供した結果、地代、賃金、企業利潤などとして市町村内外から受け取った所得をいいます。

#### ① 雇用者報酬

雇用者報酬とは、雇用者が労働の対価として雇主から受け取るすべての現金、現物給与をいいます。社会保障、民間年金、損害保険、生命保険の掛金など、雇主の雇用者福祉に対する負担もここに含まれます。

なお、ここでいう雇用者とは県内に居住する就業者のうち個人事業主と無給の家族従業者以外の人々のことと、法人企業役員や特別職の公務員、議員などもここに含まれます。

雇用者報酬は、以下の項目に分けられます。

##### ア 賃金・俸給

- a 現金給与（所得税、社会保障基金雇用者負担等控除前）
- b 現物給与（自社製品、食券、通勤定期券等の支給）
- c 役員報酬（給与・賞与）
- d 議員歳費等
- e 給与住宅差額家賃（社宅、公務員住宅等が市中家賃より低廉な家賃により従業者に提供されている場合、市中平均家賃と従業者支払家賃との差額を入居者の受け取った現物給与の一種とみなして計上します。）

##### イ 雇主の現実社会負担

一般政府を構成する社会保障基金への雇主負担額で、政府管掌の社会保障制度のほか、健康保険組合、共済組合、年金基金等への負担額をいいます。

##### ウ 雇主の帰属社会負担

- a 退職一時金
- b 公務災害補償
- c その他（労災保険適用前の法定補償、損害保険会社による労働災害補償責任保険等）

#### ② 財産所得

財産所得とは、自己の所有する資金、土地等の有形固定資産や著作権、特許権等の無形資産を貸与した結果発生する所得をいい、具体的には次のものがあります。

##### ア 利子

イ 法人企業の分配所得（ただし、家計の受取は配当のみ）

ウ その他の投資所得

エ 賃貸料

財産所得に含まれる賃貸料は、土地に対するものに限られます。建物（住宅を含む）、構築物、機械設備など、再生産可能な有形固定資産の賃貸に関する賃貸料は財産所得には含まれません。

### ③ 企業所得

企業所得とは、法人企業（公的企業を含む）や個人企業が生産活動のために提供した生産要素、すなわち土地や資本に分配された所得のことで、生産面で得られた営業余剰に企業の受け取った財産所得を加え、支払った財産所得を引いたものをいい、企業会計でいう経常利益に相当する概念に近いものです。

なお、個人企業には個人が自己の居住のために所有する住宅の家賃相当額、いわゆる帰属家賃が含まれています。

また、個人企業の受取財産所得は、企業経理と明確に区別しにくい面があるため全額を家計分とみなし、企業所得には含めません。支払財産所得のうち賃貸料は、全額個人企業の支払として取り扱い、利子部分については消費者負債利子とその他の利子に区分し、前者を家計、後者を個人企業の支払として計上しています。

参考：「県民経済計算推計方法ガイドライン公表版（平成 27 年基準版）」（内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部）

（[https://www.esri.cao.go.jp/sna/data/data\\_list/kenmin/files/contents/sakusei.html](https://www.esri.cao.go.jp/sna/data/data_list/kenmin/files/contents/sakusei.html)）